

湿地の魅力を動画で伝えよう！

YouTubeクリエイター募集

1. 企画趣旨

日本国際湿地保全連合(Wetlands International Japan, 以下‘WIJ’)は、湿地に特化した環境NGO、Wetlands Internationalの日本支部として、世界的に減少している湿地の保全や再生を図り、賢明な利用を促進することを目的に、調査・研究や情報収集、普及啓発等の活動を行っています。

今回、当団体とラムサール条約東アジア地域センター(Ramsar Regional Center – East Asia, 以下‘RRC-EA’)と共催で日本の湿地や湿地のいきものに関する社会の認識を促進するため、現在YouTubeチャンネルを保有し、活動している動画クリエイターに「湿地」を題材とする動画制作の支援事業を行います。この支援事業は、自然、生物だけでなく、旅行、芸術、教育など様々な分野の動画クリエイターとのコラボレーションを通じ、新たな視点と発想により多くの人々に湿地の魅力を伝えることを目的としています。

2. 応募資格

自然・生物・環境教育・その他の分野でYouTubeチャンネルを運営している動画クリエイター

- ・ **自然分野**: 湿地(ラムサール条約登録湿地など)を対象にしたレポート、モニタリング調査活動、保全活動等
- ・ **生物分野**: 鳥類、魚類、哺乳類、植物などの生物の観察や飼育など
- ・ **環境教育分野**: 自然環境教育、子供環境教育プログラム
- ・ **芸術分野**: スケッチ、ダンス、CGなど
- ・ **その他**: 旅行、音楽、レジャーなど

斬新なアイデアでも歓迎いたします。

3. 支援金額

1クリエイターあたりの上限: 30万円

※支援金は旅費交通費、機材購入費、消耗品費、資料費、外注費、人件費、会議費、会場費、通信費など動画制作に直接的にかかる費用に限ります。

※支援対象となる動画の制作費が支援金を超過する場合、申請者の自己資金を当ててください。

4. 成果物(動画)の要件

- ・ 動画の本数: 2本以上
- ・ 各動画の再生時間: 7分以上
- ・ 解像度: 最低限ハイビジョン(HD)、1080p(4K推奨)
- ・ ロゴ挿入: 動画の導入部、あるいは最後にRRC-EAとWIJのロゴ挿入

※YouTubeでの動画のタイトルに本企画であることを明記すること

・動画のアップロード期限：2022.5.31(火)23:59までにクリエイターのチャンネルにアップロード

※動画の最終版をアップロードする前にWIJ、RRC-EAで内容を確認させていただきます(湿地/生物に関する情報の正確さを検討)

5. 応募方法

・所定の申請用紙に必要事項をご記入のうえ、メール添付で申請してください。

※送受信のトラブルに備え、公募担当より受付通知メールを返信いたします。メールでの応募後に返信メールが届かない場合には、必ず電話で公募担当にご確認ください。

6. 募集受付期間

2021年12月7日～2022年1月6日 23:59 必着

7. 送付先・お問い合わせ先

特定非営利活動法人 日本国際湿地保全連合

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町17-1 城野ビルⅡ 2階

担当：朴(パク)・上野

メール：wetlands@wi-japan.org

電話：03-5614-2150(平日10時～19時) 【12/29～1/3 は年末年始休業】

8. 審査基準及び結果発表

■審査基準：独創性、企画力、チャンネルの影響力等

- ・申込書の独創性及び情報伝達の企画評価
- ・応募者のYouTubeチャンネルの既存のコンテンツ評価
- ・以下のような企画内容が含まれている場合は審査対象から除く(応募不可)
 - 湿地環境及び生物に害を及ぼす行為・内容が含まれているコンテンツ
 - 飲食を主とした動画(但し、旅行中にローカルフードを試食することは可)

■結果発表：2021年1月13日の予定

- ・選ばれたクリエイターはオリエンテーション(オンライン予定)に参加することが必須

9. 選定後の手順

- ・ 契約(郵便)→オリエンテーション(オンライン)→動画制作→動画の最終版協議(内容検討等)
→動画アップデート→終了
- ・ 詳細なスケジュールは選定後、別途案内予定

10. 特記事項(一部)

- ・ 本事業に基づいて制作された動画コンテンツにより追加で創出される収益(YouTubeアドセンス広告の収益など)はクリエイターに帰属する。
- ・ 制作された動画コンテンツをめぐって発生する争い(肖像権、音楽の著作権等)に対する責任はクリエイターが持つこと
- ・ 契約及び動画制作以後、チャンネルの削除や動画の修正・変更時、必ずWIJと協議すること
- ・ 自然保護区域等での撮影及び探訪に関して管理機関に事前に法的許可を得ること
- ・ 湿地を訪問して撮影する際、基本的な環境エチケットを守ること
※湿地生態系(動物・植物・自然環境等)に害を及ぼすような行為・内容は含まない
- ・ 上記のような行為・内容により発生する不祥事の責任はクリエイターが持つこと